

参考資料 5

H26.9.25 第3回専門部会提示資料

生活排水処理基本計画の見直し(案)について

環境部生活環境課

1 生活排水処理体制の変更

- ①生活排水処理施設(実施計画)
- ②生活排水処理体系

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画の見直し

- ①収集運搬計画
- ②中間処理計画
- ③最終処分計画

3 その他必要な事項の見直し

- ①災害時の処理計画

1 生活排水処理体制の変更①-1 (参考)

■ 生活排水の処理主体(現基本計画)・処理施設(現実施計画)

基本計画			実施計画
処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体	施設名
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥	長野市 一部事務組合	長野市衛生センター
			須高衛生センター
			千曲衛生センター
			犀峡衛生センター
農業集落排水汚泥処理施設	農業集落排水汚泥	長野市	犀峡コンポストセンター

◆現状

公共下水道等の普及に伴い、搬入量が年々減少し、処理能力に見合った適正量を大きく下回っており、今後もより一層の減少が予想されます。

このことから、確実な処理体制の確立と、業務の効率化を図るため、本年10月から犀峡衛生センターを休止し、長野市衛生センターで集約処理を計画しています。また、休止施設の災害時等の利活用についても検討します。

1 生活排水処理体制の変更①-2 (参考)

変更

⇒基本計画は変更しないが、実施計画を見直します。

基本計画			実施計画変更後
処理施設の種類の種類	生活排水の種類	処理主体	施設名
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥	長野市 一部事務組合	長野市衛生センター
			須高衛生センター
			千曲衛生センター
			犀峡衛生センター(休止)
農業集落排水汚泥処理施設	農業集落排水汚泥	長野市	犀峡コンポストセンター(休止)

1 生活排水処理体制の変更②

■ 生活排水処理施設の変更に伴い、生活排水の処理体系図を変更

変更

別紙1(基本計画のうち「生活排水の処理体系」)のとおり

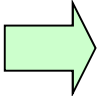
2 し尿・浄化槽汚泥処理計画の見直し①

■ 収集運搬計画

現基本計画本文

収集運搬は、当面の間、現在の体制で対応しますが、今後、**著しい**収集量の減少が見込まれることから、業務の低下を招かないよう、**収集量に見合った**安定した収集運搬体制について検討していきます。

◆現状



今後、より一層収集量の減少が見込まれることから、昨年度の廃棄物減量等推進審議会の意見を踏まえ、許可地区を委託制へ移行するなど、災害時を見据えた安定した収集体制確保に向けて、収集事業者を含めた協議組織(H26.2設立)による検討を進めている。

変更

新基本計画本文

収集運搬は、当面の間、現在の体制で対応しますが、今後、**より一層**収集量の減少が見込まれることから、**許可地区を委託制へ移行するなど、災害時を見据えた**安定した収集運搬体制について検討していきます。

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画の見直し②

■ 中間処理計画

現基本計画本文

長野市周辺し尿処理施設の整備方針や年間搬入量の推移を踏まえ、周辺環境・経済性及び効率性などにも十分配慮しながら、今後の衛生センターのあり方について検討を進めていきます。

◆現状

経済性及び効率性の観点から、犀峽衛生センターと長野市衛生センターの処理を統合しましたが、今後、より一層投入量の減少が見込まれることから、さらに効率的な処理方法について引き続き検討する必要があります。

変更

⇒変更なし

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画の見直し③

- 処理施設の変更に伴い、最終処分計画の記述を見直します。

現基本計画本文

中間処理後に発生するし渣(ごみ等)については、焼却処理後、埋立てをしています。

汚泥については、長野市衛生センターでは、脱水処理後、民間処理施設で堆肥化をしています。長野市犀峡衛生センターでは、し尿・合併浄化槽汚泥は、焼却処理後、焼却灰を民間処理施設でセメント地盤材の一部として利用し、農業集落排水施設の汚泥は、脱水処理後、施設内で堆肥化して販売しています。

引き続き、適正な処理を行うとともに、周辺環境に配慮した施設の維持管理を行います。

新基本計画本文

中間処理後に発生するし渣(ごみ等)については、焼却処理後、埋立てをしています。

汚泥については、長野市衛生センターでは、脱水処理後、民間処理施設で堆肥化をしています。また、須高衛生センターでは、前処理後、下水道終末処理場で再資源化し、千曲衛生センターでも、脱水処理後、施設内で堆肥化して販売しています。

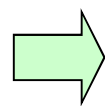
引き続き、適正な処理と再資源化を進めるとともに、周辺環境に配慮した施設の維持管理を行います。

3 その他必要な事項の見直し

■ 災害時の処理計画

現基本計画本文

大規模地震災害・水害が発生した場合、し尿・汚泥の収集処理について適切に対応するため、災害廃棄物処理計画の策定について検討していきます。



◆現状

・平成25年3月に「長野市災害廃棄物処理計画」を策定。

変更

新基本計画本文

「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関と協議を進めながら、収集車両の確保等、災害時に備えた体制整備を図ります。

また、平成26年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、必要な見直しを行います。